

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和2年度林産品輸出港湾の高度化検討業務 R2.7.9～R3.2.16 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 遠藤 仁彦 福岡市博多区博多駅東2-10-7	R2.7.9	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたり、国内及び諸外国も含めた林産品の港湾物流における知識は基より、林産品を輸出する港湾の輸送効率化等に向けた高度化を検討することが必要なため、受注業者に対しては、1. 予定技術者の経験および能力(技術者資格、業務執行技術力等)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	15,738,783	15,730,000	99.94%	-	公社	国認定	1者	
北陸管内みなとカメラ検討業務 令和2年7月10日～令和3年2月26日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 伊藤 博信 新潟市中央区美咲町1-1-1	R2.7.10	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、伏木富山港、金沢港及び輪島港のみならずカメラの更新を目的として、みなとカメラの配置、機器仕様、付帯設備等の検討を行うものである。また、新潟港のみならず、既往の配置検討結果を基に資料作成(詳細設計)を行うものである。 みなとカメラは、港湾等における直轄工事の施工管理は元より、国有財産の管理や利用状況の確認、災害時におけるリアルタイムな状況把握等に幅広く活用するものであり、みなとカメラの配置検討については、港湾特有の制約条件を勘案の上、事業計画及び港湾計画等を踏まえて検討対象施設、監視内容を設定し、将来に亘り効果的な運用が可能な配置を検討する必要があるなど、高度な知見を要する。また、機器仕様等の検討に当たっては、みなとカメラの設置目的に適った性能・機能並びに経済性、調達性及び耐久性等を総合的に勘案した検討を行うための専門的な知識を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	42,379,169	42,240,000	99.67%	-	公社	国認定	2者	
岩木川生態系ネットワーク形成検討業務 青森河川国道事務所 R2.7.14～R3.2.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 青森河川国道事務所長 一戸 欣也 青森県青森市中央3-20-38	R2.7.13	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013050001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、生態系ネットワーク形成に関して熟知しているとともに、高度な知識と豊かな経験が必要不可欠であることから、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求めたところ、技術提案書の提出があった他者に比べて岩木川流域の特徴を具体的に示し、生態系と流域の関係・人々の取組と生態系の関係についての着眼点の有効性が非常に高く、実施方針並びに評価テーマにおいて適確な提案を行った左記の者を契約の相手方として特定した。	12,749,000	11,957,000	93.79%	-	公財	国認定	3者	
堤防植生等維持管理効率化対策効果検証業務 大阪府枚方市山田池北町11-1 R2.7.18～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 蓮家 義浩 大阪府枚方市山田池北町11-1	R2.7.17	設計共同団体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、近畿地方整備局が管理する堤防の機能を効率的に維持するための方策について、堤防の低草丈草種への植生転換や河道内樹木の減勢試行の検証等を通じて、とりまとめることを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要となることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	26,444,000	26,378,000	99.75%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和2年度 木曾川上流河川維持管理技術資料 検討業務 R2.7.21～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長 高橋 裕輔 岐阜県岐阜市忠節町5-1	R2.7.20	設計共同体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	91010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、木曾川上流管内に精通した河川維持管理技術者の養成に資する講習テキストの作成及び現場研修の実施に向けた基礎情報の収集と研修の実施方法について検討を行うものである。 右記業者は、企画提案書の提出があった者の中で、企業及び配置予定技術者の実績・信頼度、業務の実施方針・実施体制、特定テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し最も優れていることから特定したものである。	16,225,000	15,950,000	98.31%	-	公財	国認定	1者	
横浜港新本牧地区船舶航行安全検討業務 R2.7.22～R3.2.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 和田 匡央 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.7.22	(公社)東港湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区吉住町4-45-1	10200050009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、横浜港新本牧ふ頭地区整備事業の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、漁事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、横浜港本牧ふ頭周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においてとりまとめが要求される。 また、これらの調査・検討にあたっては専門業者のノウハウを基に行うことと、より効果的な成果を得ることができ技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。 したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。 公益社団法人 東港湾海難防止協会は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びアウティング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東港湾海難防止協会と随意契約するものである。	12,093,911	12,056,000	99.69%	-	公社	国認定	1者	
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 R2.7.27～R3.2.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 池田 直太 香川県高松市サンポート3-3-33	R2.7.27	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「南海トラフ地震」に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画(以下、広域海上BCPという。)及び緊急確保航路等航路啓閉計画の実効性を高めるため、課題や検討事項を取りまとめるとともに、訓練・検討会等を開催し、計画の更新及び今後の方策等の検討を行うものである。簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	20,358,808	19,800,000	97.26%	-	公社	国認定	1者	
港湾機能継続計画の実効性向上検討業務 R2.7.28～R3.3.19 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 多田 智 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R2.7.28	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し断続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」の実効性を高めるため、訓練実施計画の策定、訓練の実施、訓練結果(課題)を整理し、実効性向上の検討を行うものである。 また、本業務の検討結果について開催する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応にとりまとめを行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務実施方針及び実施フロー等」及び特定テーマに対する技術提案について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。	14,083,138	14,080,000	99.98%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札、応募者数	
令和元年度中国管内港湾における中長期構想 検討業務 — R2.7.29～R3.2.26 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 笠岡 誠司 広島市中区東白島町14-15	R2.7.29	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中国地方の港湾を取り巻く情勢変化や港湾における現 状・課題を十分把握したうえで、目指すべき方向性を実現するた めの各港の役割分担や必要となる機能等の中国地方の港湾の果た すべき役割について、有識者の意見を反映しつつ、地域発展に有効な 施策となる20年30年を見据えた中長期構想としてとりまとめるも のであるが、専門的な技術が要求される業務であるため、提出され た技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待でき ることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術 提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を 契約の相手方として特定した。 (簡易公募型プロポーザル)	28,634,559	28,600,000	99.88%	-	公社	国認定	1者	
令和2年度 越後平野における生態系ネットワ ーク形成の推進に関する検討業務 北陸地方整備局河川部河川計画課 R2.8.1～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 岡村 次郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合 同庁舎1号館	R2.7.31	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川を基軸とした越後平野における生態系ネットワー クの形成とともに、魅力的で活力ある地域づくりの実現に向け、全体構 想の策定に向けた検討を行うとともに、各地域の活性化を図るため の効果的な取組内容等について検討を行うものである。本業務の 実施にあたっては、河川環境や河川の生態系における高度かつ広 範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザ ル方式による選定を行った結果、左記業者は、技術提案書の内容が 総合的に適した者と認められるので、特定したものである。よって、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第 3号の規定により、左記業者と随意契約を締結するものである。	18,238,000	17,996,000	98.67%	-	公財	国認定	1者	
令和2年度 河川水辺の国勢調査(河川版)総括 検討業務 北陸地方整備局河川部河川計画課 R2.8.1～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 岡村 次郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合 同庁舎1号館	R2.7.31	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和元年度に全国109水系の直轄河川で実施された 「河川水辺の国勢調査」の調査結果を収集整理し、最新の知見に基 づくデータの精査・分析・取りまとめを行ってデータベースの更新を 行うとともに、調査結果を用いて河川及び周辺環境の現状把握並び に河川の環境変化を分析するものである。本業務の実施にあつて は、河川と環境に関する専門知識と高度な技術力と知識を必要と することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結 果、左記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められ るので、特定したものである。よって、会計法第29条の3第4項及 び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、左記業 者と随意契約を締結するものである。	57,090,000	56,980,000	99.81%	-	公財	国認定	1者	
令和2年度 衣浦港湾施設の機能強化方策検 討業務 愛知県豊橋市 R2.8.3～R3.3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 三河港湾事務所長 山口 隼人 愛知県豊橋市神野ふ頭町1-1	R2.8.3	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、衣浦港における港湾施設の利用状況や周辺の地域特性 を考慮し、港湾施設の持つ機能について、地区や利用形態に応じた 課題や改善点を抽出し、社債情勢や国の施策動向を踏まえ、より効 率的な衣浦港湾施設の機能強化に向けた中長期的な方策を検討 するため、左記業者と随意契約を行うものである。	20,155,000	19,965,000	99.06%	-	公社	国認定	2者	
R2実践的な多自然川づくりに関する検討業務 関東地方整備局 R2.8.5～R3.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R2.8.4	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とするこ とから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案 を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プ ロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人 リバーフロント研究所は、技術提案書をふまえ、 当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契 約を行うものである。	39,985,000	39,930,000	99.86%	-	公財	国認定	1者	連名契約 (関東幹事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札、応募者数	
大阪湾諸港等の広域港湾事業継続計画に係る 検討業務 R2.8.4～R3.3.24 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 伊藤 博信 兵庫県神戸市中央区海岸通29	R2.8.4	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大阪湾諸港等における港湾事業継続計画の実効性を向上させるため、広域的な緊急物資・幹線貨物輸送の検討、大阪湾海峡部封鎖・閉塞が及ぼす大阪湾諸港背後のサプライチェーン等に関する検討、航路密閉実務者による図上訓練及び航路密閉計画と道路密閉計画との整合性・災害時置き場等の検討、並びに広域的な感染症の危機的事象が及ぼす港湾機能への影響に関する検討を実施するものである。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が153者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に32者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人日本港湾協会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから公益社団法人日本港湾協会と契約を行うものである。	22,241,043	22,000,000	98.92%	-	公社	国認定	1者	
令和2年度南海トラフ地震を想定した包括的災害 協定団体等との連携方策業務 R2.8.4～R3.2.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 遠藤 仁彦 福岡市博多区博多駅東2-10-7	R2.8.4	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたり、港湾の防災業務における知識は基より、南海トラフ地震発生時における広域的支援体制の具体化方策を検討する必要があるため、受注業者に対しては、1. 予定技術者の経験および能力(技術者資格、業務執行技術力等)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	14,378,905	14,300,000	99.45%	-	公社	国認定	1者	
令和2年度 河川ごみ対策検討業務 北海道札幌市 R2.8.7～R3.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 開発監理部長 松浦 明 北海道札幌市北区北8条西2	R2.8.6	設計共同体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 河川ごみは川への不法投棄のみならず、流域に散乱しているごみが河川に流入することもあることから、関係機関等と連携したより効果的な取組が求められるため、本業務において、河川ごみ削減に向けた課題の抽出を行い、関係機関等へのヒアリングや既往の河川ごみに関する取組を踏まえ、「河川ごみ」対策の手引き(仮称)の作成等を行うこととしている。 本業務の遂行には、企業や技術者に高度な知識や構想力、専門性等が求められるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する簡易公募型プロポーザル方式を採用し選定を行った。 その結果、参加表明書の提出は2者、技術提案書の提出は左記河川財団・日水コン設計共同体1者であった(1者は辞退)が、提出された技術提案書は総合的に優れた提案であり、本業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 (公募)	12,738,000	12,738,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	連名契約

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札、応募者数	
金沢港利活用検討業務 金沢市大野町4丁目2-1 令和2年8月6日～令和3年3月10日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 高橋 伸一 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4-2-1	R2.8.6	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、金沢港の利活用促進を図るため、近年の物流にかかる国内外の社会情勢の変化、金沢港背後地域における企業の物流動向及び金沢港の利用実態を踏まえ、今後、企業が金沢港を利用する上での課題を整理し、金沢港の利便性向上に資する利用促進方策および港湾施設の利活用方策を検討するものである。検討にあたっては、港湾関係者で構成される上記方策に対する議論を行う「検討会」を開催・運営するなど、高度な専門知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、当該業務について総合的に優れた提案を行った者として特定された者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約をするものである。	19,303,582	18,150,000	94.02%	-	公社	国認定	1者	
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 令和2年8月7日～令和3年2月26日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 岸 弘之 新潟市中央区美咲町1-1-1	R2.8.7	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するという専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、訓練結果から事業継続計画の実効性向上に向けた課題を整理し対応策を検討、さらに行動手順の改善箇所を整理し行動手順書(案)の活動内容を、より詳細化して更新するなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約をするものである。	17,544,402	17,490,000	99.69%	-	公社	国認定	1者	
令和2年度 河川生態を応用した河川管理に関する調査検討業務 R2.8.18～R3.3.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 堀田 治 名古屋市中区三の丸2丁目5-1名古屋合同庁舎第2号館	R2.8.17	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、これまでに各河川のフィールドで実施された河川生態の研究成果について、最新の知見を考慮した上で、生態学の観点から調査・計画・設計・施工・維持管理などの河川管理への適用に資する項目を抽出・整理し、(全国)他河川への適用について検討するものである。 左記業者は企画提案書の提出があった2者のうち特定テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れたことから特定したものである。	31,988,000	31,900,000	99.72%	-	公財	国認定	1者	
令和2年度長崎港船舶航行安全対策検討業務 R2.8.19～R3.3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長 熊野 哲也 長崎県長崎市小ヶ倉町3-76-72	R2.8.19	(公社)西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 本業務は、長崎港の長崎港航路(12m)拡幅工事及び岸壁築造工事にあたって、一般航行船舶及び工事作業船舶相互の安全確保と作業の円滑な遂行を図るべく、学識経験者及び海事関係者等で構成する委員会等を設置し、工事に伴う航行安全対策の検討を行うものがある。 業務遂行に際しては、船舶航行実態(船舶の航行経路、操船方法、海域特性等)及び浚渫工事、岸壁築造工事の整備工程・施工方法を踏まえ、総合的な分析・評価、検討等に関する技術的知見が必要であり、高度な知識と豊富な業務実績を有していることが不可欠である。このことから、参加表明業者に対しては、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針に対する技術提案等の観点から、公募によりプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人西部海難防止協会が最も優れた者であることが判断されることから、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、業務の円滑な遂行を図るものとする。	14,059,070	13,970,000	99.37%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札、応募者数	
全国水質現況評価検討業務 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 R2.9.1～R3.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 溝口 宏樹 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	R2.8.31	設計共同体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町1-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、全国の一級河川の水質データの収集・分析・評価を行うとともに、良好な河川環境の維持及び河川環境の改善に向けた今後の施策のあり方や今後の河川水質調査方法等について検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	25,157,000	25,157,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和2年度河川環境の保全に関する新技術活用検討業務 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 R2.8.31～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 小平 卓 広島県広島市中区上八丁堀6-30	R2.8.31	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー、工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	25,960,000	25,960,000	100.00%	-	公財	国認定	4者	
令和2年度 大規模災害時における航路密閉の 実効性向上検討業務 愛知県名古屋 R2.9.2～R3.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 加藤恒太郎 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	R2.9.2	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、伊勢湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能の早期回復を目的に、緊急確保航路及び各港の航路密閉の実効性を高めるため、課題を抽出するための訓練メニューの立案、訓練の実施及び導き出された課題への対応を検討する。検討結果については、伊勢湾港湾機能継続計画、伊勢湾の緊急確保航路等航路密閉計画及び伊勢湾港湾機能継続計画手冊書(案)に反映・改訂するため、左記業者と随意契約を行うものである。	20,125,870	20,020,000	99.47%	-	公社	国認定	1者	
令和2年度博多港湾機能の方向性に関する検討業務 — R2.9.2～R3.3.15 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 濱口 信彦 福岡県福岡市中央区大手門2-5-33	R2.9.2	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務においては、港湾物流機能の再編のあり方とそれに向けた各港湾物流機能を維持・確保できる段階的な施設整備の方向性をとりまとめるため、港湾に関する豊富な知識のみならず、高度な専門性と技術を要することから、受注業者に対しては、1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力)、2. 実施方針(業務理解度、実施手順)、3. 特定テーマ(専門的な技術力を活用し、本業務を的確に実施するための提案について)等の観点からプロポーザル(簡易公募型)の提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審議の結果、公益社団法人日本港湾協会が今回の業務内容を委託するに当たり最適業者であると判断されることから上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	14,379,887	14,300,000	99.44%	-	公社	国認定	1者	
須崎港みなとカメラシステム設計業務 — R2.9.4～R3.2.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 相澤 幹男 高知県高知市種崎074	R2.9.4	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、須崎港における直轄港湾の施工管理、国有財産の管理及び災害・事故時等の状況把握等を含めた施設管理に活用することを目的として、みなとカメラの設置場所、通信方法、設備等について設計を行うものである。簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された業者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	17,593,970	17,380,000	98.78%	-	公社	国認定	2者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全検討業務 - R2.9.9～R3.2.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港事務所長 和田 匡央 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R2.9.9	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中央区住吉町4-45-1	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な対策について検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においてとりまとめが要求される。また、これらの調査・検討にあたっては専門業者のノウハウを基に行うことで、より効果的な成果を得ることができると考え、簡易公募型プロポーザル方式によって発注することとした。 公益社団法人 東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会と随意契約するものである。	8,896,158	8,844,000	99.41%	-	公社	国認定	1者	
関東管内の港湾における事業継続計画検討業務 - R2.9.11～R3.3.12 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 横浜市中区北仲通5-57	R2.9.11	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 東京湾BCP及び港湾BCPについては、策定された計画の実効性を不断に検証し見直しを行うとともに、台風や高潮等、港湾機能に重大な支障を及ぼす恐れのあるその他の自然災害についても対応し、必要がある。本業務は、横浜港事業継続計画に基づき訓練を実施し、実効性の検証を行うとともに、東京湾BCP(地震・津波編)の改訂版及び同BCPの風水害編を新たに作成し、「東京湾航行支援協議会」の運営支援を行うものである。また、広域防災協議会において、行政機関の連携を図るための検討を行い、協議会の運営支援を行うものである。 本業務の遂行にあたっては、港湾の事業継続計画に関する幅広い知見を有するとともに、広域連携を主眼とした災害対応に関する総合的な知見を有していることが必要となることから、業務実施における着目点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。 その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。 これらのことから、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	17,175,671	16,940,000	98.63%	-	公社	国認定	1者	
神戸海上工事に伴う船舶航行安全対策検討業務 - R2.9.16～R3.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾事務所長 松本 英雄 兵庫県神戸市中央区小野浜町7-30	R2.9.16	(公社)神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区海岸通5	9140005020285	会計法第29条の3第4項 本業務は、神戸港の海上工事及び現地調査において周辺航行船舶の航行安全対策をとりまとめるものである。学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、調査等における船舶航行への影響を検証して航行安全対策を検討する。 本業務は、専門的な技術が要求される業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が33者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に16者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人神戸海難防止研究会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから公益社団法人神戸海難防止研究会と契約を行うものである。	13,013,207	12,980,000	99.74%	-	公社	国認定	1者	
四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの基本構想等検討業務 - R2.9.29～R3.2.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官代理 四国地方整備局 総務部総括調整官 栗井 政勝 香川県高松市サンポート3-33	R2.9.29	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、フェリー-RORO船舶大型化に伴う貨物量増加に対応するため、情報通信技術の活用と自動化技術等を実装した「次世代高規格ユニットロードターミナル」の実現等に向け、四国の港湾内貨物ユニットロード輸送への各種情報通信技術の導入方策、課題、効果等の基本構想等の検討に加え、交通事業者もモビリティ・ドットと連携して、バーチャル・ドットの情報管理の検討を行うものである。簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	14,537,517	14,520,000	99.88%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札、応募者数	
R2・3上尾道路2期他環境調査業務 大宮国道事務所管内 R2.10.1～R3.9.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 大宮国道事務所長 田中 倫美 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435	R2.9.30	(公財)埼玉県生態系保護協会 埼玉県さいたま市大宮区 宮町一丁目103番地1 YKビル内	10300095000611	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術、経験、知識を必要とすることから、技術力、経験、知識に関する技術提案を求め、簡易公募型プロポーザルに準じた方式より選定を行った。 (公財)埼玉県生態系保護協会は、技術提案書を簡易公募業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	88,220,000	88,220,000	100.00%	-	公財	国認定	3者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。